

茅野市告示第 2 3 2 号

茅野市自立支援教育訓練給付金事業実施要綱（平成16年茅野市告示第11号）の一部を次のように改正する。

令和 8 年 8 月 3 1 日

茅野市長 今井 敦

次の表により、改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分のように改める。

改正前	改正後
（目的） 第 1 条 この要綱は、生活のために職に就かなければならない状況にある<u>母子家庭の母及び父子家庭の父</u>が自らの能力開発につながる講座を受講した場合において、その費用の一部を支給することにより、個々の母子家庭の母及び父子家庭の父の主体的な取組を支援し、母子家庭及び父子家庭の自立の促進を図るため、必要な事項について定めることを目的とする。 （支給対象者） 第 2 条 支給対象者は、母子家庭の母又は父子家庭の父であって、次のいずれにも該当するものとする。 （1） 現に20歳未満の<u>児童</u>を扶養していること。 （2）及び（3） [略] （対象講座） 第 3 条 支給の対象講座は、次に掲げるものとする。	（目的） 第 1 条 この要綱は、生活のために職に就かなければならない状況にある<u>母子家庭の母及び父子家庭の父（母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第 6 条に規定する配偶者のない女子及び配偶者のない男子であって児童を扶養している者をいう。以下同じ。）</u>が自らの能力開発につながる講座を受講した場合において、その費用の一部を支給することにより、個々の母子家庭の母及び父子家庭の父の主体的な取組を支援し、母子家庭及び父子家庭の自立の促進を図るため、必要な事項について定めることを目的とする。 （支給対象者） 第 2 条 支給対象者は、母子家庭の母又は父子家庭の父であって、次のいずれにも該当するものとする。 （1） 現に20歳未満の<u>児童（指定を受けた教育訓練受講日後に20歳に到達する児童を含む。）</u>を扶養していること。 （2）及び（3） [略] （対象講座） 第 3 条 支給の対象講座は、次に掲げるものとする。

(1) 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第60条の2及び雇用保険法施行規則（昭和50年労働省令第3号）第101条の2の7第1号の規定による一般教育訓練に係る教育訓練給付金（以下「一般教育訓練給付金」という。）の<u>指定教育訓練講座</u> (2) 雇用保険法第60条の2及び雇用保険法施行規則<u>第101条の2の7第1号の2</u>の規定による特定一般教育訓練に係る教育訓練給付金（以下「特定一般教育訓練給付金」という。）の<u>指定教育訓練講座</u> (3) 雇用保険法第60条の2及び雇用保険法施行規則<u>第101条の2の7第2号</u>の規定による専門実践教育訓練に係る教育訓練給付金（以下「専門実践教育訓練給付金」という。）の<u>指定教育訓練講座</u> （支給額等） 第5条 訓練給付金の支給額は、次の各号に掲げる支給対象者の区分に応じ、当該各号に定める額とする。 (1) [略] (2) 受講開始日において専門実践教育訓練給付金の受給資格を有しない支給対象者 当該支給対象者が第3条第3号の講座の受講のために支払った教育訓練経費の60パーセントに相当する額。ただし、60パーセントに相当する額が修学年数に40万円を乗じて得た額を超える場合の訓練給付金の支給額は、修学年数に40万円を乗じて得た額（160万円を超えるときは、<u>160万円</u>）とし、12,000円	(1) 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第60条の2及び雇用保険法施行規則（昭和50年労働省令第3号）第101条の2の7第1号の規定による一般教育訓練に係る教育訓練給付金（以下「一般教育訓練給付金」という。）の<u>指定教育訓練講座及びこれに準じ市長が地域の実情に応じて対象とする講座</u> (2) 雇用保険法第60条の2及び雇用保険法施行規則<u>第101条の2の7第2号</u>の規定による特定一般教育訓練に係る教育訓練給付金（以下「特定一般教育訓練給付金」という。）の<u>指定教育訓練講座及びこれに準じ市長が地域の実情に応じて対象とする講座（専門資格の取得を目的とする講座に限る。）</u> (3) 雇用保険法第60条の2及び雇用保険法施行規則<u>第101条の2の7第4号</u>の規定による専門実践教育訓練に係る教育訓練給付金（以下「専門実践教育訓練給付金」という。）の<u>指定教育訓練講座及びこれに準じ市長が地域の実情に応じて対象とする講座（専門資格の取得を目的とする講座に限る。）</u> （支給額等） 第5条 訓練給付金の支給額は、次の各号に掲げる支給対象者の区分に応じ、当該各号に定める額とする。 (1) [略] (2) 受講開始日において専門実践教育訓練給付金の受給資格を有しない支給対象者 当該支給対象者が第3条第3号の講座の受講のために支払った教育訓練経費の60パーセントに相当する額。ただし、60パーセントに相当する額が修学年数に40万円を乗じて得た額を超える場合の訓練給付金の支給額は、修学年数に40万円を乗じて得た額（160万円を超えるときは、<u>160万円</u>。<u>准看護師から看</u>
---	---

を超えないときは支給しないものとする。

- (3) 前号に該当する者のうち、当該教育訓練を修了した日の翌日から起算して1年以内に該当教育訓練に係る資格を取得した者であって、当該教育訓練を修了した日の翌日から起算して1年以内に就職等(当該教育訓練修了時点で就職等している場合を含む。)した者 当該支給対象者が第3条第3号の講座の受講のために本人が支払った教育訓練経費の25パーセントに相当する額。ただし、25パーセントに相当する額に前号に規定する額を加算した額が修学年数に60万円を乗じて得た額を超える場合の訓練給付金の支給額は、修学年数に60万円を乗じて得た額(240万円を超えるときは、240万円)とし、12,000円を超えないときは支給しないものとする。

- (4) 受講開始日において前3号に該当する者以外の支給対象者 前3号に規定する額から雇用保険法第60条の2第4項の規定により当該支給対象者が支給を受けた一般教育訓練給付金又は特定一般教育訓練給付金若しくは専門実践教育訓練給付金の額を差し引いた額

(支給申請)

第7条 訓練給付金の支給を受けようとする者(第5条第3号に掲げる者を除く。)は、対象教育訓練を修了した日(専門実践教育訓練給付金の支給を受けることができる者にあつては、専門実践教育訓練給付

護師の養成機関に引き続き修学する場合であつて200万円を超えるときは、200万円)とし、12,000円を超えないときは支給しないものとする。

- (3) 前号に該当する者のうち、当該教育訓練を修了した日の翌日から起算して1年以内に該当教育訓練に係る資格を取得した者であって、当該教育訓練を修了した日の翌日から起算して1年以内に就職等(当該教育訓練修了時点で就職等している場合を含む。)した者 当該支給対象者が第3条第3号の講座の受講のために本人が支払った教育訓練経費の25パーセントに相当する額。ただし、25パーセントに相当する額に前号に規定する額を加算した額が修学年数に60万円を乗じて得た額を超える場合の訓練給付金の支給額は、修学年数に60万円を乗じて得た額(240万円を超えるときは、240万円。准看護師から看護師の養成機関に引き続き修学する場合であつて300万円を超えるときは、300万円)とし、12,000円を超えないときは支給しないものとする。

- (4) 受講開始日において前3号に該当する者以外の支給対象者 前3号に規定する額から雇用保険法第60条の2第4項の規定により当該支給対象者が支給を受けた一般教育訓練給付金又は特定一般教育訓練給付金若しくは専門実践教育訓練給付金の額を差し引いた額とし、12,000円を超えないときは支給しないものとする。

(支給申請)

第7条 訓練給付金の支給を受けようとする者(第5条第3号に掲げる者を除く。)は、対象教育訓練を修了した日(特定一般教育訓練給付金又は専門実践教育訓練給付金の支給を受けることができる者にあ

金の支給額が確定した日)から起算して30日以内(支給単位期間(雇用保険法施行規則第101条の2の12第4項に規定する支給単位期間をいう。以下同じ。)ごとに支給を受ける場合は、指定教育訓練実施者の発行する受講証明書(雇用保険法施行規則第101条の2の4に規定する受講証明書をいう。以下同じ。)に記載された支給単位期間末日の翌日から起算して30日以内)に、茅野市自立支援教育訓練給付金支給申請書(様式第3号)に、次の書類を添付して市長に提出しなければならない。 (1)～(5) [略]	っては、<u>特定一般教育訓練給付金又は専門実践教育訓練給付金</u>の支給額が確定した日)から起算して30日以内(支給単位期間(雇用保険法施行規則第101条の2の12第4項に規定する支給単位期間をいう。以下同じ。)ごとに支給を受ける場合は、指定教育訓練実施者の発行する受講証明書(雇用保険法施行規則第101条の2の4に規定する受講証明書をいう。以下同じ。)に記載された支給単位期間末日の翌日から起算して30日以内)に、茅野市自立支援教育訓練給付金支給申請書(様式第3号)に、次の書類を添付して市長に提出しなければならない。 (1)～(5) [略]
備考 表中の[]の記載は注記である。	

様式第1号中

「

⑧ 過去の受給の有無	過去に自立支援教育訓練給付金を受けたことが ある ・ ない
(備考)	

」

を

「

⑧ 過去の受給の有無	過去に自立支援教育訓練給付金を受けたことが ある ・ ない
⑨ 准看護師から看護師の養成機関に引き続き修学する予定の有無	准看護師から看護師の養成機関に引き続き修学する予定がある ・ ない
(備考)	

」

に、「160万円が限度」を「160万円を超えるときは、160万円。准看護師から看護師の養成機関に引き続き修学する場合であって200万円を超えるときは、200万円」に改める。

様式第 2 号中「160万円が限度」を「160万円を超えるときは、160万円。
准看護師から看護師の養成機関に引き続き修学する場合であって200万円を
を超えるときは、200万円」に改める。

様式第 3 号中

「

⑦雇用保険法による一 般教育訓練給付金の受 給額	
--------------------------------	--

」

を

「

⑦雇用保険法による一 般教育訓練給付金の受 給額	円
--------------------------------	---

」

に改め、「受講終了日（」の次に「特定一般教育訓練給付金又は」を、「に
は、」の次に「特定一般教育訓練給付金又は」を加える。

附 則

（施行期日）

1 この告示は、公布の日から施行し、令和 8 年 4 月 1 日から適用する。

（経過措置）

2 この告示の施行の際、現に存するこの告示による改正前の様式による用
紙は、当分の間、これを取り繕い使用することができる。